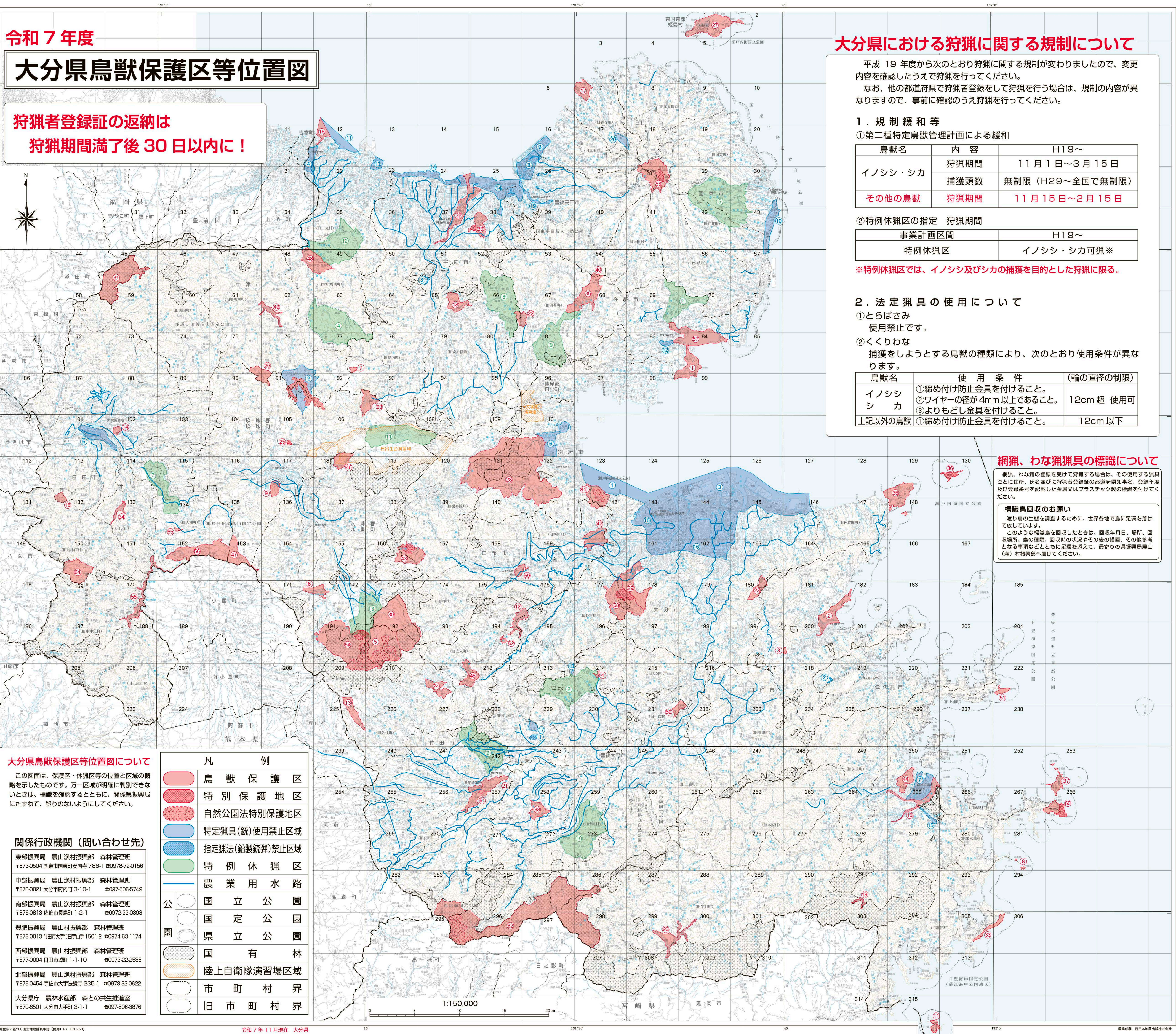


令和 7 年度

大分県鳥獣保護区等位置図

狩猟者登録証の返納は

狩猟期間満了後 30 日以内に！



大分県鳥獣保護区等位置図について

この図面は、保護区・休猟区等の位置と区域の概略を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに、関係県振興局にたずねて、誤りのないようにしてください。

関係行政機関（問い合わせ先）

東部振興局 農山村振興部 森林管理班
〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1 ☎0978-72-0156

中部振興局 農山村振興部 森林管理班
〒870-0021 大分市内町 3-10-1 ☎097-506-5749

南部振興局 農山村振興部 森林管理班
〒876-0813 佐伯市城島町 1-2-1 ☎0972-22-0393

豊肥振興局 農山村振興部 森林管理班
〒878-0013 竹田市大字竹田字山手 1501-2 ☎0974-63-1174

西部振興局 農山村振興部 森林管理班
〒877-0004 日田市城町 1-1-10 ☎0973-22-2585

北部振興局 農山村振興部 森林管理班
〒878-0454 宇佐市大字法鏡寺 235-1 ☎0978-32-0622

大分県庁 農林水産部 森との共生推進室
〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 ☎097-506-3876

凡 例

	鳥 獣 保 護 区
	特 別 保 護 地 区
	自然公園法特別保護地区
	特定猟具(銃)使用禁止区域
	指定猟法(鉛製銃弾)禁止区域
	特 例 休 猟 区
	農 業 用 水 路
	国 立 公 園
	国 定 公 園
	県 立 公 園
	国 有 林
	陸上自衛隊演習場区域
	市 町 村 界
	旧 市 町 村 界

大分県における狩猟に関する規制について

平成 19 年度から次のとおり狩猟に関する規制が変わりましたので、変更内容を確認したうえで狩猟を行ってください。

なお、他の都道府県で狩猟者登録をして狩猟を行う場合は、規制の内容が異なりますので、事前に確認のうえ狩猟を行ってください。

1. 規 制 緩 和 等

①第二種特定鳥獣管理計画による緩和

鳥獣名	内 容	H19～
イノシシ・シカ	狩猟期間	11月1日～3月15日
	捕獲頭数	無制限（H29～全国で無制限）
その他の鳥獣	狩猟期間	11月15日～2月15日

②特例休猟区の指定 狩猟期間

事業計画区間	H19～
特例休猟区	イノシシ・シカ可猟※

※特例休猟区では、イノシシ及びシカの捕獲を目的とした狩猟に限る。

2. 法 定 猟 具 の 使 用 に つ い て

①とらばさみ

使用禁止です。

②くくりわな

捕獲をしようとする鳥獣の種類により、次のとおり使用条件が異なります。

鳥獣名	使 用 条 件	(輪の直径の制限)
イノシシ シ カ	①締め付け防止金具を付けること。	12cm 超 使用可
	②ワイヤーの径が4mm以上であること。	
	③よりもどし金具を付けること。	
上記以外の鳥獣	①締め付け防止金具を付けること。	12cm 以下

網罠、わな猟猟具の標識について

網罠、わな猟の登録を受けて狩猟する場合は、その使用する猟具ごとに住所、氏名並びに狩猟者登録証の都道府県知事名、登録年度及び登録番号を記載した金属又はプラスチック製の標識を付けてください。

標識鳥回収のお願い

渡り鳥の生態を調査するために、世界各地で鳥に足環を着けて放しています。

このような標識鳥を回収したときは、回収年月日、場所、回収場所、鳥の種類、回収時の状況やその後の措置、その他参考となる事項などとともに足環を添えて、最寄りの県振興局農山(漁)科振興部へ届けください。

○狩猟に関する注意事項

- 銃猟は、獲物をよく確かめて安全と猟獲の自信がなければ発砲しないこと。
- 先達の狩猟者の先回りをしてないこと。
- 狩猟場への往復途中は銃を口に向き、安全装置等に特に注意すること。
- グループで狩猟するときは銃口の方向、安全装置等に特に注意すること。
- 電柱や電線および標示板などに損傷をあたえないこと。
- 鳥獣保護区及び特別保護地区、休猟区、公道、自然公園法特別保護地区、都市公園、社寺境内、墓場などでは鳥獣の捕獲が禁止されている。
- 銃猟の禁止されている場所、時間、方向等
- 1) 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 2) 市街その他人家ちよう密の場所及び衆人群衆の場所
- 3) 銃猟は日没後から日の出前までは禁止されている。
- 4) 銃丸の運送するおそれのある人畜、建物、汽車、電車、自動車又は艦船に向って銃撃すること。
- 5) 鷹・鷹その他の鷹類のある土地、作物のある土地での狩猟は占有者の承諾が必要。
- 6) 銃や銃弾、火薬類の保管は、堅固な保管庫等に施設し保管すること。
- 7) 狩猟するときは、狩猟者記章を着用し、狩猟者登録証、銃所持許可証、および大分県鳥獣保護区等位置図を携帯すること。
- 8) 山火事を起さないように注意すること。

○狩 猟 鳥 獣 の 種 類

鳥 類	種 類
マガモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ・オナガガモ・ハシロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・エゾライチョウ・ヤマドリ(亜種のシシロヤマドリを除く)、キジ(亜種のコウライキジを含む)、コジュケイ・ヤマシギ(注:別項のアマミヤマシギを除く)、タシギ、キョウバシ、キョウドビ、ユウビシ、スズメ、スズメウグイス、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシトガラス、カワウ	以上26種
タヌキ・キツネ・ノリス・ノネコ(亜種のツツマンテンを除く)、イタチ(オスに限る)、シベリアイタチ、モンク・アカタテ、アラビヤ、ヒメタテ、ツキノワグマ、ハルビシ、イタチ(注:別項のタシギを除く)、コモンシカ、タイワンリス、シマリス、ネオトリ、ユキウサギ、ノウサギ	以上20種

狩 猟 鳥 獣 の 種 類	1日当たりの制限頭数又は頭数
ヤマドリ、キジ及びコウライキジ	合計して 2羽
エゾライチョウ	2羽
コジュケイ	5羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して(網を使用する場合にあっては狩猟期間ごとに200羽)
ヤマシギ(アマミヤマシギを除く)、及びタシギ	合計して 5羽
キジバト	10羽

狩猟及び有害鳥獣捕獲のため国有林へ入林する場合は、次の事項に協力願います。

- 国有林内で鳥獣の捕獲等をする場合は、事前に、その区域の国有林を統轄する森林管理署等へ「入林届」を提出していただくこととなりますので、入林届を入手して「入林届様式」に必要事項を記入の上、入林を予定される国有林を統轄している森林管理署等に提出をお願いします。なお、入林届は森林管理署へ提出することとなります。
- 復元の森林管理署等の統轄する国有林へ入林を予定される場合は、入林を予定される国有林を統轄している森林管理署等に「入林届」の提出をお願いします。なお、入林届は森林管理署へ提出することとなります。
- 「入林届」の提出に当たりましては、できるだけ余裕をもった日程での提出をお願いします。
- 国有林内で鳥獣の捕獲等を実施される場合は、安全のために以下の事項に注意してください。
- (1)入林される際は、「安全のための遵守事項」に「入林」に関しての遵守事項をご確認ください。
- (2)国有林内で作業を行っている者の安全確保のため、国有林内の作業地等を立入禁止区域として指定する、必ず立入禁止区域図等を入手し、立入禁止区域を把握してください。事業の変更や停止、立入禁止区域を変更する場合は、必ず事前に、入林の際は必ず所持の立入禁止区域図が最新のものを携帯してください。
- (3)銃猟は、その場所が安全であることを確認の上で実施してください。
- (4)国有林での鳥獣の捕獲は、できるだけ作業をしてはいないし、日・祝日に実施されるようお願いします。実施に当たる日が決まった場合には、前もって入猟及び場所等を統轄する森林管理署等に連絡してください。
- 特に土・日・祝日以外に実施される場合は、必ず連絡してください。
- (5)森林管理署等の接受印が押印された「入林届」を車両の見やすいところに掲示してください。
- (6)銃猟を使用する場合(止め刺しに使用する場合を含む)は、注意喚起看板を車両の見やすい場所に掲示してください。
- (7)入林される場所につきましては、職員等の車両及び工事用車両が通行する場合もありますので、安全運転に努めるとともに、車両等の駐車は場合による広いところをお願いします。
- (8)場所によっては、一般の方が入林している場合もありますので、十分注意してください。
- (9)森林管理署等職員の見守りには必ず従ってください。
- (10)山火事が発生しないよう火気の取扱いには十分気を付けてください。

九州森林管理局

○陸上自衛隊演習場への立ち入り禁止

陸上自衛隊日出生台及び十文字観望所演習場への立ち入りについて禁止されており、絶対立ち入りしないでください。

陸上自衛隊

○ガンカモ類調査日の狩猟自粛について

ガンカモ類一斉調査は、例年1月の第2日曜日を基準日として行っています。調査日はガンカモ類の狩猟を行わないよう、ご協力願います。

大分県における日の出、日の入時刻「国立天文台資料による」(2007年度)

日	年		月		日		月		日		月		日			
	日	時	分	秒	日	時	分	秒	日	時	分	秒	日	時	分	秒
1	6:58	23	17:22	6:58	59	17:08	09	7:12	17:17	7:09	17:45	6:42	18:11			
2	6:53	21	17:21	6:58	17:07	7:12	17:18	7:08	17:48	6:41	18:11					
3	6:33	23	17:20	7:00	17:06	7:12	17:19	7:07	17:47	6:40	18:12					
4	6:34	20	17:20	7:01	17:06	7:12	17:19	7:08	17:47	6:38	18:13					
5	6:35	17:18	7:02	17:06	7:12	17:20	7:06	17:48	6:37	18:13						
6	6:36	17:16	7:03	17:06	7:12	17:21	7:06	17:50	6:36	18:14						
7	6:37	17:17	7:04	17:06	7:12	17:22	7:05	17:51	6:35	18:15						
8	6:38	17:16	7:04	17:06	7:12	17:23	7:04	17:52	6:33	18:16						
9	6:39	17:16	7:05	17:06	7:12	17:23	7:03	17:53	6:32	18:16						
10	6:40	17:15	7:06	17:07	7:12	17:24	7:02	17:54	6:31	18:17						
11	6:41	17:14	7:07	17:07	7:12	17:25	7:01	17:54	6:30	18:18						
12	6:41	17:13	7:07	17:07	7:12	17:26	7:00	17:55	6:28	18:19						
13	6:42	17:13	7:08	17:07	7:12	17:27	7:00	17:56	6:27	18:20						
14	6:43	17:12	7:09	17:07	7:12	17:28	6:59	17:57	6:26	18:20						
15	6:44	17:12	7:09	17:08	7:12	17:29	6:58	17:58	6:24	18:21						
16	6:45	17:11	7:10	17:08	7:12	17:30	6:57	17:59								
17	6:46	17:11	7:11	17:09	7:12	17:31	6:56	18:00								
18	6:47	17:10	7:11	17:09	7:12	17:32	6:55	18:01								
19	6:48	17:10	7:12	17:09	7:12	17:33	6:53	18:02								
20	6:49	17:09	7:12	17:10	7:12	17:34	6:52	18:03								
21	6:50	17:09	7:13	17:10	7:12	17:34	6:51	18:03								
22	6:51	17:08	7:13	17:11	7:12	17:35	6:50	18:04								
23	6:52	17:08	7:14	17:11	7:12	17:36	6:49	18:05								
24	6:52	17:08	7:14	17:12	7:12	17:37	6:48	18:06								
25	6:53	17:07	7:15	17:12	7:12	17:38	6:47	18:07								
26	6:54	17:07	7:15	17:13	7:12	17:39	6:46	18:08								
27	6:55	17:07	7:15	17:14	7:12	17:40	6:45	18:08								
28	6:56	17:07	7:16	17:14	7:12	17:41	6:43	18:09								
29	6:57	17:06	7:16	17:15	7:11	17:42										
30	6:58	17:06	7:16	17:16	7:11	17:43										
31	7:17	17:16	7:10	17:44												

※「日の出」「日の入」の時間が1分間前後することがありますので必ず新聞で確認すること。